

発表事項

- 1 役員選任の認可
- 2 支払基金改革の進捗状況
- 3 支払基金事務所の移転売却計画**
- 4 令和6年8月審査分の審査状況
- 5 令和6年9月審査分の特別審査委員会審査状況

支払基金事務所の移転売却計画

事務所移転売却計画策定の経緯

○ 令和4年10月の審査事務集約化を契機とし、事務所等保有資産の継続使用、空きスペースの貸付け、売却等の基本的な考え方を整理した「保有資産活用基本方針」を令和3年4月理事会で決定し、築30年以上の被集約拠点事務局は、新規事務所へ移転し、既存事務所は売却することとした。

○ この方針に基づき、令和5年4月に、移転売却の優先順位や移転先のスペースなどの考え方を整理した「事務所移転売却の方針」を策定し、令和6年度に令和8年度から令和12年度（5か年）の事務所移転売却計画を策定することとした。

事務所移転売却計画の基本的な考え方

○ 経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）において、医療DXに関連するシステム開発、運用主体として支払基金を抜本的に改組し、必要な体制整備や医療費適正化の取組強化を図ることとして、本年6月に政府の方針として決定されたところ。

○ 本部事務所は、ビル所有者からビル解体・建替えによる令和8年度中の退去を要請されていること及び改組に向けた本部組織の確実な体制整備を図るため、令和8年度のしかるべき時期の本部事務所移転を目指し（令和8年10月目途）、最優先事項として準備を進める。

○ 東京センター・事務局は、再開発事業の検討において、本年度中の都市計画案の提示が予定されており、早ければ令和9年度下期の事務所明け渡しが想定されることから、令和8年度から移転準備に着手する。

○ 「事務所移転売却の方針」で掲げている移転売却対象事務所は、東京センター・事務局の移転後において、既存事務所の維持管理経費より年間賃借料の方が安価となる事務所のうち、その時点で移転による財政効果が最も期待できる事務所から、順次移転準備に着手し、移転後は速やかに既存事務所の売却を進める。

○ このため、移転売却計画は、本部事務所と東京センター・事務局の移転を含め、令和7年度～令和12年度の6か年計画とする。

支払基金事務所の移転売却計画

事務所移転売却計画【令和7年度から令和12年度】

○ 本計画については、現時点での想定スケジュールであり、今後、移転準備を進めていく中で、移転先賃貸物件の有無や東京センター・事務局周辺の再開発事業の進捗状況に応じて、柔軟に対応していく。

	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度	2030 (R12)年度
イベント	● 通常国会 ● 経済財政運営と改革の基本方針2024 （骨太の方針）（6月21日 閣議決定）		● 診療報酬改定(6月)		● 診療報酬改定 (6月)		● 診療報酬改定 (6月)
本部事務所	事前準備 物量等調査	移転準備 令和7年度～令和8年度下期		★移転〔本部事務所 令和8年10月目途〕			
東京センター ・事務局	再開発事業（都市計画事業・権利変換計画の策定、認可）			移転準備 令和8年度～令和9年度下期		★移転〔東京センター・事務局 令和9年度下期目途〕	
築30年以上 被集約拠点事務局 及び神奈川事務局					移転準備 令和10年度～令和11年度下期		★移転〔財政効果が最も期待 できる1か所〕
						課題 検討	移転準備 〔次候補事務局〕